

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）</p> <p>Ⅱ－２－１－１ （略）</p> <p>Ⅱ－２－１－２ 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ－２－１－２－２ 農中【農中】</p> <p>農中法区分命令において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>なお、農中に対する早期是正措置の運用に当たっては、</p> <p>① 農・漁協系統金融機関は市町村段階の農協・漁業協同組合・森林組合を基盤に都道府県段階の連合会、全国段階の農中から構成されており、農中の会員に対し果たすべき本来の役割が損なわれないことが必要であること</p> <p>② 農・漁協系統金融機関全体に与える影響を最小限にとどめる必要があること</p> <p>等、農・漁協系統金融機関の全国組織としての役割を十分に踏まえたものとする必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農中法区分命令第1条第1項及び第2項の表の区分に基づく命令</p> <p>① 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違</p> <p>第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善</p>	<p>Ⅱ－２－１ 自己資本（早期是正措置）</p> <p>Ⅱ－２－１－１ （略）</p> <p>Ⅱ－２－１－２ 監督手法・対応</p> <p>Ⅱ－２－１－２－２ 農中【農中】</p> <p>農中法区分命令において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>なお、農中に対する早期是正措置の運用に当たっては、</p> <p>① 農・漁協系統金融機関は市町村段階の農協・漁業協同組合・森林組合を基盤に都道府県段階の連合会、全国段階の農中から構成されており、農中の会員に対し果たすべき本来の役割が損なわれないことが必要であること</p> <p>② 農・漁協系統金融機関全体に与える影響を最小限にとどめる必要があること</p> <p>等、農・漁協系統金融機関の全国組織としての役割を十分に踏まえたものとする必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 農中法区分命令第1条第1項及び第2項の表の区分に基づく命令</p> <p>① 第1区分の命令、第2区分の命令及び第2区分の2の命令の相違</p> <p>第1区分の「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として自己資本比率8%以上の水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に農中の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、農中の経営実態を踏まえたものにする必要があることから農中の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。</p> <p>なお、農中が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置ごとに命令を達成する必要がある。</p> <p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況となった場合、これを速やかに改善するか、業務の一部を廃止するか等を迫るものである。</p> <p>② 第1区分に係る改善計画の内容</p> <p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に自己資本比率が8%以上の水準を達成する内容の計画とする。</p>	<p>計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令」は、経営の健全性が確保されている基準として第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである。したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に農中の自主性を尊重することとする。</p> <p>第2区分の「次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令」は、自己資本比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。したがって、個々の措置は、農中の経営実態を踏まえたものにする必要があることから農中の意見は踏まえるものの、行政庁の判断によって措置内容を定めることとする。</p> <p>なお、農中が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置ごとに命令を達成する必要がある。</p> <p>第2区分の2の「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況となった場合、これを速やかに改善するか、業務の一部を廃止するか等を迫るものである。</p> <p>② 第1区分に係る改善計画の内容</p> <p>「経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画」とは、当該改善計画を実行することにより、原則として1年以内に第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を達成する内容の計画とす</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>③ 第2区分に係る措置の内容 「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも<u>4%以上</u>の水準を達成するための措置とする。</p> <p>④ 第2区分の2に係る措置の内容 「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置」とは、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも<u>4%以上</u>の水準を達成するための措置とする。</p> <p>(3) 改善までの期間 自己資本比率を改善するための所要期間については(2)の②から④を目途とするが、農中が策定する経営改善のための計画等が、農中に対する預金者、出資者、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことはいうまでもない。したがって、農中の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。</p> <p>農中は、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に<u>自己資本比率が8%以上の水準を回復するための計画等</u>であることが必要である。</p> <p>また、農中が貯保法第100条第1項の規定に基づき優先出資の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなけ</p>	<p>る。</p> <p>③ 第2区分に係る措置の内容 「自己資本の充実に資する措置」とは、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも第2区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を達成するための措置とする。</p> <p>④ 第2区分の2に係る措置の内容 「自己資本の充実、大幅な業務の縮小又は業務の一部の廃止等の措置」とは、自己資本比率が、原則として1年以内に少なくとも<u>第2区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準</u>を達成するための措置とする。</p> <p>(3) 改善までの期間 自己資本比率を改善するための所要期間については(2)の②から④を目途とするが、農中が策定する経営改善のための計画等が、農中に対する預金者、出資者、市場の信認を維持・回復するために十分なものでなければならないことはいうまでもない。したがって、農中の市場との関係の程度等によっては、市場の信認を早急に回復する必要があるため、上記の期間を大幅に縮減する必要がある。</p> <p>農中は、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に<u>第1区分に係る自己資本比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等</u>であることが必要である。</p> <p>また、農中が貯保法第100条第1項の規定に基づき優先出資の引受け等に係る申込みを行う場合にあっては、自己資本比率を改善するための所要期間については、同条第2項の規定に基づく経営健全化計画と同一でなけ</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>ればならない。</p> <p>なお、農中が、農中法区分命令第2条第1項の規定により、その自己資本比率を農中が該当する農中法区分命令第1条第1項又は第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、農中に対し、農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、(2)の自己資本比率を改善するための所要期間には、Ⅱ-2-1-3の①の自己資本比率を農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>Ⅱ-2-1-3 (略)</p> <p>Ⅱ-2-1-4 (略)</p> <p>Ⅱ-2-1-5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>Ⅱ-2-1-5-2 農中【農中】</p> <p>Ⅱ-2-1-5-1の規定は農中に準用する。この場合において「信連」及び「組合」とあるのは「農中」と、「<u>1%以上4%未満</u>」とあるのは「<u>2%以上8%未満</u>」と、「<u>2%以上4%未満</u>」とあるのは「<u>4%以上8%未満</u>」と、「農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項」とあるのは「農中法区分命令第2条第1項」と、「農協法区分命令第1条第1項及び第3条第1項」とあるのは「農中法区分命令第1条第1項」と読み替えるもの</p>	<p>ればならない。</p> <p>なお、農中が、農中法区分命令第2条第1項の規定により、その自己資本比率を農中が該当する農中法区分命令第1条第1項又は第2項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、農中に対し、農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超える自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、(2)の自己資本比率を改善するための所要期間には、Ⅱ-2-1-3の①の自己資本比率を農中が該当する同表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>Ⅱ-2-1-3 (略)</p> <p>Ⅱ-2-1-4 (略)</p> <p>Ⅱ-2-1-5 計画の進捗状況の報告等</p> <p>Ⅱ-2-1-5-2 農中【農中】</p> <p>Ⅱ-2-1-5-1の規定は農中に準用する。この場合において「信連」及び「組合」とあるのは「農中」と、「<u>自己資本比率が1%以上4%未満の範囲に達したとき</u>」とあるのは「<u>当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分又は第2区分に係る自己資本比率の範囲に達したとき</u>」と、「<u>自己資本比率が2%以上4%未満の範囲に達したとき</u>」とあるのは「<u>当該命令の区分の根拠となった自己資本比率が第1区分に係る自己資本比率の範</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>とする。</p> <p>Ⅱ－２－１－６ (略)</p> <p>Ⅱ－２－１－７ その他【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己資本比率が2%未満の組合及び自己資本比率が4%未満の農中に対しては、原則として、農協法区分命令第2条第2項各号及び農中法区分命令第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><u>圏に達したとき</u>と、「農協法区分命令第2条第1項及び第4条第1項」とあるのは「農中法区分命令第2条第1項」と、「農協法区分命令第1条第1項及び第3条第1項」とあるのは「農中法区分命令第1条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>Ⅱ－２－１－６ (略)</p> <p>Ⅱ－２－１－７ その他【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己資本比率が2%未満の組合及び第1区分に係る自己資本比率の範囲を下回る農中に対しては、原則として、農協法区分命令第2条第2項各号及び農中法区分命令第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可）を提出させるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－２ リスク管理共通編及び統合リスク管理【農中】</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(4) 統合リスク管理に関する主な着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 主要なリスクは、「<u>自己資本の基本的項目 (Tier I)</u>」でカバーされるようになっているか。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>II-2-5 市場リスク (略)</p> <p>II-2-5-3 監督手法・対応【共通】 (1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する系統金融機関に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> <p>② アウトライヤー基準(金利リスク量(標準的金利ショック(ア. 上下200ベース・ポイントの平行移動による金利ショック又はイ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル</p>	<p>(4) 統合リスク管理に関する主な着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 主要なリスクは、「<u>普通出資等 Tier 1 資本等の損失吸収力の高い資本</u>」でカバーされるようになっているか。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>II-2-5 市場リスク (略)</p> <p>II-2-5-3 監督手法・対応【共通】 (1) (略)</p> <p>(2) 以下のいずれかに該当する系統金融機関に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には農協法第93条又は農中法第83条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、農協法第94条の2若しくは農中法第85条に基づき業務改善命令又は農協法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出するものとする。(安定性改善措置)</p> <p>① (略)</p> <p>② アウトライヤー基準(金利リスク量(標準的金利ショック(ア. 上下200ベース・ポイントの平行移動による金利ショック又はイ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセントイル</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>値と 99 パーセンタイル値による金利ショック) によって計算される経済価値の低下額。農中にあつては特定取引に係るものを除く。) が基本的項目 (Tier I) と補完的項目 (Tier II) の合計額の 20% を超えるものに該当する系統金融機関 <u>(平成 19 年 3 月期より適用)</u> (以下略)</p> <p>Ⅲ-4-6 自己資本の適切性 (資本の質)</p> <p>Ⅲ-4-6-2 監督手法・対応 (新設)</p>	<p>値と 99 パーセンタイル値による金利ショック) によって計算される経済価値の低下額。農中にあつては特定取引に係るものを除く。) が基本的項目 (Tier I) と補完的項目 (Tier II) の合計額 <u>(農中にあつては総自己資本の額)</u> の 20% を超えるもの) に該当する系統金融機関 (以下略)</p> <p>Ⅲ-4-6 自己資本の適切性 (資本の質)</p> <p>Ⅲ-4-6-2 監督手法・対応</p> <p><u>Ⅲ-4-6-2-6 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック【農中】</u></p> <p><u>農中法自己資本比率告示第 8 条第 12 項第 1 号等では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して農林水産大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、同条第 7 項各号及び第 8 項各号に定める額並びに同条第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号に掲げる額等を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。</u></p> <p><u>この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否かは、農中による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照らし預貯金</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－７ 自己資本比率の正確性 Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p>(４) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p>	<p><u>等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預貯金等の払戻しを停止した金融機関が含まれる。</u></p> <p><u>(注)したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第 65 条に規定する適格性の認定等に係る同法第 59 条第 2 項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第 1 項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段も含まれる。</u></p> <p><u>また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、農中の資本の状況、農中が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行者と農中の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から 10 年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。</u></p> <p><u>なお、農中による承認の申請までについては、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時又はその直後に行うことが求められる。</u></p> <p>Ⅲ－４－７ 自己資本比率の正確性 Ⅲ－４－７－２ 留意事項【共通】</p> <p>(４) 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p>② <u>農中が金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている農中及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することに鑑み、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p><u>ア. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的持合として保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下②において同じ。）を農中法自己資本比率告示第6条第2項等第4号に規定するその他金融機関等のその他Tier 1 資本調達手段の額、農中法自己資本比率告示第7条第2項第4号に規定するその他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額及び農中法自己資本比率告示第8条第9項第1号及び第10項第1号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象資本調達手段の額並びに農中法自己資本比率告示第53条の3又は第155条の3の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、農中法自己資本比率告示第9条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額、マーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額の合計額をいう。以下イにおいて同じ。）に調整を加えることにより行うものとする。</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、のれん相当額の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</u></p> <p><u>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額（普通出資等 Tier 1 資本の額、Tier 1 資本の額及び総自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</u></p> <p><u>イ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めずに算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次の a に掲げる額を控除し、b に掲げる額を加算した額とする。</u></p> <p><u>a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額（資本勘定に属するものに限る。）</u></p> <p><u>b. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づいて算出した以下に掲げる額の合計額に保有議決権割合を乗じて得た額</u></p> <p><u>i) 農中法自己資本比率告示第 10 条から第 12 条までの規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額</u></p> <p><u>ii) 農中法自己資本比率告示第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項又は第 7 条第 2 項の規定による普通出資等 Tier 1 資本に係る調整項目の額、その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額又は Tier 2 資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額の合計額に 1,250 パーセントを乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ. 上記イ b)において、農中と当該金融業務を営む関連法人等との債</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>② 金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている系統金融機関及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>ア. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下②）において同じ。）を控除項目の額（農協法自己資本比率告示第14条第1項及び第16条又は農中法自己資本比率告示第8条第1項及び第10条第2項</p>	<p><u>権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。</u> <u>なお、相殺消去を行う場合には、農中又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記イ b の分母の額を算定する。</u></p> <p><u>エ. 上記イ b i)において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、農中法自己資本比率告示第 10 条に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</u></p> <p><u>オ. 上記イ b ii)において、規定する額よりも大きいと合理的に認められる額を用いても差し支えない。</u></p> <p><u>カ. その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</u></p> <p>③ <u>組合が金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている系統金融機関及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>ア. 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。以下③）において同じ。）を控除項目の額（農協法自己資本比率告示第14条第1項及び第16条に規定する控除項目の額をいう。以下③）において同じ。）に含</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1号に規定する控除項目の額をいう。以下②において同じ。)に含めず、農協法自己資本比率告示第15条第1項本文後段又は農中法自己資本比率告示第9条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額(信用リスクアセットの額、<u>マーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額(農中に限る。)</u>及びオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額の合計額をいう。以下イにおいて同じ。)に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、<u>投資消去差額</u>の調整、未実現損益の消去、<u>配当金・役員賞与</u>の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額(自己資本の額をいう。)には調整を行わない。</p> <p>イ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のaに掲げる額を控除し、bに掲げる額を加算した額とする。</p> <p>a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額(資本勘定に属するものに限る。)</p> <p>b. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、農協法自己資本比率告示第16条及び第17条又は農中法自己資本比率告示第10条から第12条までの規定を適用して得た当該</p>	<p>めず、農協法自己資本比率告示第15条第1項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額(信用リスクアセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を8パーセントで除して得た額の合計額をいう。以下イにおいて同じ。)に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>(注1) 簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、<u>のれん相当額</u>の調整、未実現損益の消去、配当金の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>(注2) 連結自己資本比率に係る算式における分子の額(自己資本の額をいう。)には調整を行わない。</p> <p>イ. 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のaに掲げる額を控除し、bに掲げる額を加算した額とする。</p> <p>a. 当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段の額(資本勘定に属するものに限る。)</p> <p>b. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、農協法自己資本比率告示第16条及び第17条の規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>金融業務を営む関連法人等に係る分母の額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>ウ. 上記イ b)において、当該系統金融機関と当該金融業務を営む関連法人等との間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該系統金融機関又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記イ b)の分母の額を算定する。</p> <p>エ. 上記イ b)において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、農協法自己資本比率告示第 16 条又は農中法自己資本比率告示第 10 条に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>オ. その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</p>	<p>権割合を乗じて得た額</p> <p>ウ. 上記イ b)において、当該系統金融機関と当該金融業務を営む関連法人等との間の債権・債務については、相殺消去を行わないこととして差し支えない。なお、相殺消去を行う場合には、当該系統金融機関又は当該金融業務を営む関連法人等の有する債権を資産等から除いて上記イ b)の分母の額を算定する。</p> <p>エ. 上記イ b)において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、農協法自己資本比率告示第 16 条に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</p> <p>オ. その他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従っているか。</p>